

電動カート供給業務
公募型プロポーザル（簡易型）実施要領

1. 業務概要

(1) 目的：

本業務は、モータースポーツマルチフィールド沖縄に導入を予定している電動カートの整備を行い、施設利用者の増加及びモータースポーツの普及促進施設への観光誘客に寄与することを目的とする。

(2) 業務名称 電動カート供給業務

(3) 業務内容 別添「業務概要仕様書」に基づく

(4) 業務期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日迄

(5) 決定方法 公募型プロポーザル（簡易型）

(6) 提案書類 下記、5. 提案書類等のとおり

2. 提案上限額 6, 250, 000円（消費税を含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 公示日現在から委託契約候補者特定の日まで、沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成24年4月16日決裁）の規定による参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立て中又は破産手続き中でない者。

(6) 参加しようとする者の所在地が日本国内にあること。

(7) その他、本業務を確実に遂行できること。

4. 日程

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 公募開始及び実施要領配布期間 | 令和7年2月14日（金）～ 3月7日（金） |
| (2) 質問書の受付期間 | 2月25日（火）正午まで |
| (3) 質問書に対する回答 | 2月28日（金）※予定 |
| (4) 提案書類の受付期間 | 3月7日（金） |
| (5) 第1次審査（書類審査） | 3月10日（月） |
| (6) 第1次審査結果通知 | 3月10日（月）※発送予定 |
| (7) 選考委員からの質疑 | 3月13日（木）※予定 |
| (8) 質疑に対する回答 | 3月17日（月）正午まで |
| (9) 二次審査 | 3月19日（水）※予定 |
| (10) 二次審査結果の通知 | 3月21日（金）※発送予定 |
| (11) 契約締結予定 | 3月下旬 ※予定 |

5. 参加申請書及び企画提案書・提出部数

- (1) 参加申請書類等 原本1部、副本1部
- ア 参加申請書（様式第1号）
 - イ 会社概要（様式第2号）
 - ウ 業務実績（様式第3号）
※受託業務の内容を証明する契約書及び仕様書等の写しを添付すること
 - エ 総括責任者の資格・実績等（様式第4号）
※保有資格を証明する資格証等を添付すること。
 - カ 業務参考見積（A4用紙、書式自由）
 - キ 国税納税証明書
 - ク 滞納のない証明書等（所在の市区町村、企業体で応募の場合は構成員すべて）
- (2) 企画提案書（任意様式）原本1部、副本9部 ※A4用紙
- 下記のテーマについて、提案内容をまとめること。
- ア 本業務についての取組方針

- イ 概要仕様書の業務内容に沿った具体的な実施内容
- ウ 業務スケジュール表
- エ 業務実施体制表
- オ その他本業務に関する提案

6. 参加申請書及び企画提案書の提出方法

(1) 提出方法：持参又は書留郵便で提出すること。（提出期限内必着）

ア 提出先：沖縄市役所企画部プロジェクト推進室（担当：山田・桃原）

所在地：〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

電話：098-939-1212（内線2433）

イ 受付期間：令和7年3月7日（金）

7. 質問書の受付及び回答

プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は下記を参照。

(1) 提出期限：令和7年2月25日（火）正午まで

(2) 提出方法：質問書（様式第6号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しないものとする。

(3) 回答日：令和7年2月28日（金）※予定

(4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

※類似する質問に関しては併せて回答する場合もある。

(5) 提出先アドレス：b27project@city.okinawa.lg.jp

8. 審査方法

プロポーザルの審査は、本業務に関する評価委員によって厳正に審査するものとし、審査方法は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された提案書類を下記9（1）に示す評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、応募者多数の場合は、上位3者程度を選考するものとし、選考結果を書面によって通知する。なお、選考された者のみ、第2次審査を実施する旨通知する。

(2) 第2次審査（企画提案書による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し、提出された企画提案書について下記9(2)で示す審査基準に基づいて審査し、第二次審査の点数が最も優れている提案者を選定する。

なお、評価委員から質疑がある場合は、質疑回答書も踏まえ二次審査をおこなう。

評価委員からの質疑：令和7年3月13日（木）予定

質疑に対する回答：令和7年3月17日（月）正午まで

質疑及び回答方法：質疑及び回答書（様式第7号）に回答内容を簡潔にまとめて電子メールで提出すること

提出先アドレス：b27project@city.okinawa.lg.jp

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

審査結果について、書面により通知する。

イ 第2次審査

審査結果（選考結果）を書面により通知する。

※なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも、審査・評価を実施する。その場合は、一定水準（合計点数が満点の60%以上）の評価に達しない場合は、契約候補者として選定しない。

9. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

(1) 第一次審査（30点満点）

ア 企業実績等（経営規模、経営年数、業務実績）18点満点

イ 総括責任者の実績等（資格、経験年数、業務実績）12点満点

(2) 第二次審査（100点満点）

ア 企画提案の内容

別添の「概要仕様書」に基づく業務内容について、課題や考え方が認識され、実現性を踏まえたうえで、具体的かつ的確な企画提案になっているかどうか、総合的に評価を行う。

10. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たさないもの
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (3) 企画提案書等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの
- (4) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの

11. 契約に関する事項

(1) 契約候補者の特定

沖縄市は、評価委員が選定した者を本業務の契約に係る随意契約の候補者として特定する。ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と契約が締結できない場合には、次点者を候補者として再特定する。

- ① 候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ② 候補者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき
- ③ 候補者の見積徴収の結果、契約締結ができなかったとき
- ④ 候補者が契約の締結を辞退したとき
- ⑤ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

(2) 契約金額

契約金額は、沖縄市の定める契約に係る予定価格の範囲内とする。

(3) 契約内容及び実施条件

- ① 本業務の契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重し協議を行い進めていくものとする。
- ② 実施体制に記載した配置予定技術者については、特別の理由により市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

12. その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

- (3) 提出書類は返却しない。なお、提案書類を提出者に無断で別の目的に使用することはない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 沖縄市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (6) 委託契約候補者の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定するものとする。このため本業務を実施するにあたっては、沖縄市と協議のうえ進めていくものとし、提案された内容のすべてを実施することを保証するものではない。
- (7) 検討すべき事項が発生した場合は、沖縄市と別途協議を行うものとする。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (9) 本業務の適正な執行確認のため、必要な資料の作成・提出に協力すること。
- (10) 評価委員の役職・氏名に関する質問や、他の参加者に関する質問には応じないものとする。